

カナダの児童手当制度と問題点

島田とみ子

I カナダ社会保障制度の特色

カナダの社会保障制度が、連邦および州レベルで大きく発展したのは 1930 年代の恐慌後から第 2 次大戦中および戦後にかけてである。主要な制度は 1940 年代と 1950 年代に発足した。最近のものでは、1966 年 1 月から退職、廃疾、寡婦、死亡一時金等をふくむ拠出制新年金制度が開始された。社会保障税による全国民対象の均一老齢保障制度は 1952 年発足、現在 1 人毎月 75 ドルの給付を行っている。新年金制度では給付は報酬比例制で、従来の均一年金にプラスすることになる。

歴史の新しさに加えて、カナダの社会保障制度では連邦政府と州政府がそれぞれ所管する部門が画然とわかれていることが著しい特色である。連邦所管は老齢保障年金、失業保険、児童手当、カナダ年金等の制度で、各州政府管轄は労働災害補償保険、老齢扶助、盲人手当、廃疾手当、失業扶助、母子手当などの所得保障制度と、保健、医療、公衆衛生等である。連邦政府は州レベルの諸制度に補助金を支出している。その他、各州が事情により、独特の福祉政策を行っているものもあり、全体として、この国の社会保障制度では州の権限がかなり強い。

1867 年、英国議会で、イギリス領北アメリカ条令 (*British North American Act*) が成立、カナダは連邦化を達成し英連邦内での独立国となった。イギリス領北アメリカ条令はこの国の成文憲法であり、ここに福祉事業は教育、保健その他の事業とともに州政府の管轄とすべきことが定められた。制定当時は、福祉、教育、保健等に莫大な費用を要することは考え及ばなかったようである。19 世紀末までに各州、市町村は基礎的な福祉、保健サービスを開始し、教育制度の確立に努めた。福祉

面では児童福祉、盲聾者、精薄者対策、州刑務所、矯正施設の設立、民間福祉施設への資金援助を行った。20 世紀の初期 20~30 年間は各州は既存の福祉制度の強化、孤児、母子家庭対策、労働者災害補償保険等を推進した。1920 年までにゆとりのある 5 州が母子手当 (*Mother's Allowances*) を発足させ、また連邦政府の 50% 補助による全国的な老齢扶助制度を 1927 年設立した。このように大不況以前のカナダの社会保障は、創始期にあり、貧弱であったが、1890 年以来 40 年間も続いた小麦の豊作という恵まれた経済条件が福祉政策への要求を高めることなく、州、地方自治体の税収も順調で問題はとくにおこらなかった。

20 世紀初頭から、カナダは農業中心から工業化への道を急速にたどりはじめた。第 1 次大戦中から地下資源、水力資源の開発に着手し、各種の工業開発が進行した。都市への人口移動が著しく、都市化のテンポは早かった。このような社会事情のもとにおそった世界的な大不況はカナダの産業、国民生活に深刻な打撃を与えずにはおかなかった。工業化に着手したとはいえ、カナダ経済は小麦、木材、鉱物資源、新聞用紙等第 1 次産品または半加工品の輸出に大きく依存していた。価格は下落し、貿易は著しく減少した。1929 年から 1933 年までに、国民 1 人当り所得は 48% 減少、1933 年の失業人口は 65 万人、労働人口の 4 分の 1 に達した。不況の打撃は、特に西部の麦作農民、輸出産業に働く労働者、大都市周辺の労働者階級が多く住む市町村に深刻にひびいた。

貧困者失業者の大規模な救済が必要となったが、財源も著しく縮小してしまった州政府は連邦政府に援助を求めた。同時に、不幸な事態の結果として、全国民を対象とする社会保障制度の要求がしきりにおこった。

表1 カナダの所得保障制度

分類	種類	所管	成立年度
社会保険	労働災害補償保険 失業保険 退職、廃疾、寡婦年金	州制度 連邦制度 連邦制度	1914オンタリオで開始、のち全州へ及ぶ 1935法成立、1940実施 1965法成立、1966実施
公的扶助	老齢扶助 盲人手当 廃疾手当 失業扶助 母子手当 傷痍軍人手当、年金	州制度、連邦から財政補助 州制度 連邦制度	1927 1937 1955 1956 1916マニトバ開始、1949までに全州実施 1930
一般的社会保障手当	老齢保障 児童手当	連邦制度	1952 1944法成立、1945実施

資料 Joseph W. Willard, *Canadian Social Welfare*, カナダ政府発行, 1963 より複製。

しかしカナダ憲法では前述のように福祉政策は州所管という事が明らかに規定されている。憲法違反とならずに連邦政府が州の社会保障制度を援助する方策としてとったのが連邦から州への条件付補助金交付の形式であった。大不況下の1930年秋失業扶助法は、この方式で連邦議会を通過した。1927年制定の老齢扶助も当初は州と連邦が切半負担で、後に75%連邦負担になった。1937年の盲人手当、第2次大戦後の各種公的扶助、州の保健施策、病院保険等に関してもこの方法を用いた。

1937年、連邦政府は「連邦と州の関係に関する王立委員会」を任命し、社会保障のみならず、各種政策の連邦と州の間での分担、税徴収における分担等に関して答申を求めた。不況下で多くの州が財政危機に頻し、連邦政府の援助が行われていた時であった。当時福祉費だけで州予算の3分の1程度を占めるに至っていた。王立委員会は過去20年間にわたった社会経済問題に関する研究を検討し、答申をまとめた。その福祉政策に関する部分では、カナダ全国を包括した社会保障制度の設立は不可能であると断定した。各州はそれぞれ非常に異った福祉政策を進めており共通するものが少いためであった。したがって、むしろ憲法本来の規定にたしかえることが必要であるとして、「社会福祉は基本的、かつ一般的に州の責任とすべきである。一方、連邦の責任はこの例外と見なすべきである」と述べた。連邦責任とした部分に

ついては、「被用者とその被扶養者の生活維持に関しては、失業保険、失業扶助その他の方法により、その全責任を州から連邦へ移管すること」と委員会は勧告した。憲法では、連邦政府の一般税収は連邦レベルでの行政に使うべきことが定められていた。この条項が、上述の勧告により特別修正され、社会保障の特別部門に限り連邦政府の責任となった。1940年失業保険がその一例である。後に1943年、カナダの社会保障プランを勧告したマーシュ報告では、王立委員会の勧告に全面的に賛成し、さらに、疾病、労働不能、退職、死亡等の場合にも連邦責任による被用者への保護の拡大を勧告した。1952年成立の全国民対象の老齢保障年金もこの特例によるものである。

児童手当、傷痍軍人手当等は、元来連邦レベルでの制度であるので修正法適用は必要でなかった。

カナダの社会保障制度を機能的に分けると、(1)所得保障関係制度と(2)保健と各種の福祉サービスの2部門からなる。このうち所得保障制度では三つの技術、すなわち社会保険、公的扶助、一般的社会福祉手当（全国民対象、連邦負担）が採用されている。これらの所管が連邦と州とにわかれている。この機構はやや複雑であるので表1を参照されたい。

医療保障は州所管であり、各州ごとに異った制度が運営されている。ただ病院保険制度は連邦政府の50%補助により人口の99%をカバーしている。医療についてはアメリカと同じく民間健康

保険が普及し 1965 年末で人口の 52%, 970 万人が加入している。が、カナダの医療保障制度は十分とはいえない。

II 児童手当制度成立までの事情

カナダには、フランス、ベルギー等に見られた民間における児童手当制度の伝統はなかった。イギリスのように制度設立を旨とする民間運動も存在しなかった。端的にいえば国民からの要望に応えるという形でなく、政府がその必要を認識して、計画実施したものであった。もっともカナダでもささやかな動きはあった。1929 年連邦下院が児童手当制度研究のための特別委員会をつくり、検討したが、議論百出で成果はなかった。これと前後してカトリックのレオン・リベル神父 (Léon Lebel) の個人的活動、少数の擁護運動がほそそと続いたが、1930 年代には制度への提案すらなかった。

では連邦政府はなぜ児童手当制度を積極的に導入したのか。その理由には、“児童福祉”の側面とともに、“経済的側面”があるといわれている。カナダ政府はむしろ後者つまり経済的効果に期待をかけたと思われる。政府当局が、第 2 次大戦中からもっとも心配したのは、戦後の景気維持の問題であった。多数の復員兵士のために雇用を確保せねばならず、しかも、戦争終結の結果として需要の大幅減少が予想された。全国的な児童手当給付により、有効需要の造出をネラったのである。以下に制度実施までの具体的事情を述べる。

1. マーシュ報告

1942 年、イギリスで公表されたビバリッジ報告に対しカナダ国内の反響は大きかった。ことにビバリッジが社会保障の前提として勧告した児童手当制度が注目された。翌 1943 年、カナダのビバリッジ報告ともいわれる“マーシュ報告”が発表された。これは第 2 次世界大戦後の再建計画の一部として総合的社会保障を進めるための青写真であった。レオナード・C・マーシュ氏 (Leonard C. Marsh) は復興計画を作製した「再建のための助言委員会」(Advisory Committee on Reconstruction) の書記長であったが、下院の社会保障特別委員会の

求めに応じて“カナダの社会保障”と題する報告をつくった。これが通称マーシュ・レポートと呼ばれるものである。児童手当制度について、マーシュ報告は要旨つぎのように述べている。

「賃金と所得が、どこへ行っても、わが国の全家庭の子供を適切に育てられるほど十分ならば、児童手当は、いうまでもなく全然必要ではないだろう。……しかし、現実には、全国的な不況の時期だけでなく、正常な時代にも子供の養育に収入が不足する広大な地域が多い。児童手当 (Children's Allowances) は、明らかに国民最低限の政策の一部である。すなわち、低収入の大家族は重い負担で、貧困にしばりつけられているが児童手当は、その貧困への直接攻撃の政策の一部なのである。適切な親が大部分の子供を養育しているか否かにかかわらず、児童は社会保障政策において確固たる地位を占めるべきである¹⁾。」

マーシュ氏はビバリッジと同じく多子による貧困の事実を念頭におき、所得保障として児童手当制度を考えていると同時に、すべての児童に均等の機会を保障するという児童福祉の立場からも考慮しているところがうかがえる。

1944 年 7 月、下院で児童手当法案の審議中、マッケンジー・キング首相 (Mackenzie King) は、児童養育のために国民の一部が不釣り合いに大きな負担を負っている事実を指摘し、この負担は全国民がわかちあうべきだと述べた。すなわち、カナダの雇用者のうち 48% は独身であり、既婚者および寡婦のうち 39% は 16 歳未満の子供を持たない。16 歳未満の子供のいる者のうち 40% はただ 1 人の子供しかいない。カナダの 16 歳未満の児童のうち 84% は、雇用者のわずか 19% が扶養している。次の世代を育成し、カナダ国民を永続させるための主たる負担は、労働人口の 5 分の 1 以下にかかっている。この経済的負担は、全国民が分担することこそ公平なやり方であると指摘した²⁾。児童の扶養および福祉の増進は、全国民の負

1) James C. Vadakin, *Family Allowances*, p. 48, University of Miami Press, 1953.

2) Joseph W. Willard, *Family Allowances in Canada*, *International Labour Review*, March 1957, ILO, Geneva.

担において進められるべきだとの主張といえよう。

2. 全国戦時労働局の多数派報告

第2次大戦下のカナダでは、賃金、物価の安定策を実施していた。その政策上、児童手当の導入を必要とする事情が労働界に現れてきた。1942年から1943年へかけての政府の賃金抑制策に対し、労働界内部にかなり強い不満が出ていた。というのは、賃金抑制策の結果として、低所得層の生活難が問題化していたからである。その解決のためには賃金率表の低額部分の決定については、自由な団体交渉を認めるべきだという主張が労組側に起っていた。政府は1943年鉄鋼ストライキをかわりて防ぎ止めたが、これをきっかけとして、政府は全国戦時労働局(National War Labour Board)を再組織して、当面する労働問題の検討をただちに開始した。低賃金労働者問題に関し、労働局は、検討の結果を多数派報告と少数派報告とにわけて1943年8月政府に提出した。多数派報告は、低所得労働者対策として児童手当制度の実施をつぎのように勧告していた。

「1時間当たり50セントおよびこれ以下の賃金労働者には団体交渉の自由を与えるべきである。政府の財政顧問たちが、この勧告は物価対策上重大な負担と考えるならば、これに代る方策として、われわれは児童手当制度(a system of family allowances)を勧告する。児童手当制度は賃金抑制策の一部としてではなく、普通、社会保障制度のなかに位置するものであることをわれわれは承知している。しかし標準以下の賃金はいかなる時代にもなくすることはできない。財政問題や賃金と物価の關係に責任を有する当局者が、戦時下の緊急時において50セント以下の賃金抑制策を変更する方途を見出し得ないならば、家族の長が標準以下の賃金を受取っているケースに対して、われわれは児童手当以外に他の解決策を考えることはできない³⁾。」

1943年12月、政府は物価抑制の根本原則に触れない限度内で賃金率の著しい不平等を修正する

こととし、賃金抑制策にある程度の手直しを行った。ついで翌1944年1月、政府は児童手当制度の導入を発表した。

3. 児童手当とフィスカルポリシー

政府は大戦終了後の雇用および国民の所得水準維持の問題に戦時中から頭を痛めていた。その対策のため、フィスカルポリシーの一部として児童手当の導入を積極的に考えた。1944年法案提出に際し、キング首相は下院でこの側面を以下のように指摘した。

「児童手当として給付された政府支出は商品の需要を喚起するだろう。したがってわが国のいたるところで日常使用されている物資生産のための労働の需要をおこすことになる。雇用に対する刺激の重要性は過度に強調すべきではない。戦後再建のあらゆる仕事の最高の目的は、最大の生産をあげ、その結果として、高い国民所得を確保することにより、失業の可能性を阻止することにある。……この制度(児童手当)は二つの大戦の直前の時代にそれぞれおこったような不況を阻止するのに役立つであろう⁴⁾。」

当時のカナダ政府の財政担当者たちはケインズの思想の影響を深く受けていた。ケインズの消費性向の概念の導入や完全雇用の問題に関する新しい考え方は、間接的にカナダ政府財政当局者の児童手当政策樹立に貢献した。児童手当がフィスカルポリシーの一部として、どのような経路で、どのような効果を生むかは、つぎのように説明されている⁵⁾。

児童手当制度による給付は、低所得グループの家庭の収入を増加させる効果がある。この事は、より低い限界消費性向を有する高所得者から、比較的高い限界消費性向をもつ家庭への所得の移転を意味する。したがって、その純粋効果として消費性向が増加することになる。消費支出の増加の結果として、最初の給付支出が示唆したよりも、総額ではより増大した消費支出が行われることになる。児童手当は、金の必要な人々の購買力を増加すると同時に、その金をただちに使うことがも

3) J.W. Willard, "Some Aspects of Family Allowances and Income Redistribution in Canada", *Public Policy*, Harvard University, Vol. V, 1954.

4) Willard, 同上論文。

5) Willard, 同上論文。

っとも確かな人々の手中にこの付加購買力を与える。貯蓄をせず、非常に高い消費性向を有する低所得層の人々は、手当をす早く、全部使ってしまう傾向がある。公共事業とは対照的に、この振替支払は私的企業の分野をおかすことなく需要総額を増加する傾向がある点に注目すべきである。給付が継続的であり、かつ特定の季節に偏らないことも、このタイプの購買力の流れにある程度の安定性を付与する。しかも、手当はわが国のあらゆる範囲の職業についている受給者に給付されるのである。

4. 反対論

カナダの手当制度は、比較的短期間に計画、実現したので反対論は少かったように見える。が実はそうではなく、計画から法案の審議過程を通じて反対意見が各方面から出、議論が行われた。そのほとんどは、児童手当実施に当り、どの国でも起りがちな意見であるが、参考のためにあげてみると——児童手当の導入は賃金を引下げる恐れがあるとして強い反対をまず表明したのは労働組合。財源が全額国庫負担であるためこの問題は起らなかった。手当を両親が子供のために使わず、ぜいたく品や飲酒等に消費するおそれがかなり議論された。手当が母親に送付され、不当な使い方をすれば給付停止の規則があるのでこの弊害は予想以上に少なかった。第3の反対論は児童手当を実施すると財源がこれにくわれ、他の福祉政策が軽んぜられはしないかというもの。これと関連ある論議では、手当という現金給付よりも、保健、教育、および他の児童福祉政策を徹底するという現物給付の方が必要ではないかというもの。また手当支給の結果、貧困家庭、特定の宗教グループ、特定の人種グループの出生率の増加を促進することになるのではないかと心配された。さらに連邦財源からの支出なので、富裕な州の犠牲により、貧困州を援助する結果になり、各州間の対立を促し、連邦としての団結が危くなるおそれがあるという議論もしきりに行われた。運営上、大規模な官僚組織が生れ、それにともなう弊害が発生するのではないかと懸念を論ずる人々もいた。しかし、こうした反対論も国民の圧倒的な支持と、実施後

の成功で心配された問題点は大部分が払拭された。

5. 児童手当法の成立

1944年7月、児童手当法 (*Family Allowances Act*) は自由党政府により下院に上提された。最大野党であった保守党 (Conservative Party, 現在の進歩保守党) はただちに反対を表明した。ところが翌8月に至り、保守党は態度をひるがえして、票決の際に賛成票を投じ与党政府と国民を驚かせた。保守党がなぜ賛成に転じたかは明らかでない。法案は満場一致で成立、翌1945年7月からの実施が決定した。このように準備から実施決定までかなり早く進行した背後には、国民の一貫した支持のあったことが大きな要因であろう。しかも法案は、高率課税を受入れやすい戦時中に準備され、所得水準の高かった戦争終結時に実施となった。その時点はまた、戦時中の重い戦費負担の軽減される見通しを持ち得た時でもあった。したがって児童手当の1945年導入は広範な国民の支持を勝ち得たのであり、時宜を得たといえよう。

III 給付制度の現状

カナダの給付制度も、1945年創設当初から数回、給付額の変遷があり、資格条件その他も改正されて今日に至った。そうした経過と合せて現行の給付制度を述べる。

1. 給付額

16歳以下の全児童を対象として制度発足当初は年齢により、つぎのような給付月額であった。

6歳以下 5ドル

6歳以上9歳まで 6ドル

10歳から12歳まで 7ドル

13歳から15歳まで 8ドル

(1カナダドルは、邦貨333円)

当初制度では5人目から減額が行われた。減額は第5子1ドル、第6子、7子は各2ドルずつ、第8子以降3ドルずつであった。理由は大家族の場合、末子にいくほど、衣類、教科書、その他の必需品について兄や姉の使ったものをふたたび使えるからというものであった。しかし、1949年に至り、そうした考え方は不公平であり、多子家族に対する援助が必要であるとして、減額制度は廃

止された。

1957年、給付月額を変更し、従来の4段階から2段階になった。

10歳未満 月6ドル

16歳未満 月8ドル

この理由は、児童の養育費を4段階に分けて支給せねばならぬほど年齢によって差はないと考えたこと、および一般に高収入、高生活水準のカナダでは、年齢により給付額を細かく考慮する必要はないとしたためである。6ドルと8ドルの給付額を定めた基礎は、マーシュ報告が、平均7.5ドルの給付を勧告したことによるものであった。マーシュ報告では、給付額は児童の最低生活費の2分の1を目標とし、国家の支払能力の増加とともに増額すべきだと述べていた。1945年の実施当初は、ドルの購買力が高く、生活水準が低かったため、当初の手当額は児童養育費の半分を満さないわけではなかった。しかし1957年の手当平均は児童1人につき月6.04ドルとなり、この給付は、多くの家庭で養育費の4分の1以下、あるいは5分の1、6分の1も満さなかった。しかし、その後も給付増加はなく今日に至っている。

2. 資格要件

カナダに住む16歳未満の児童はすべて給付を受ける。移民および永住の目的で帰国したカナダ人の児童は、カナダに移住後1年間を経て受給資格を取得する。しかし、その1年間は、児童手当と同額の児童扶助(family assistance)が支給される。両親または片親が最低3年間以上カナダに居住していたことも必要な要件である。なお、制度開始とともに、エスキモー、インディアンの児童にも給付が行われてきたが、適切に使えると担当官が判断した場合には小切手で、そうでない場合は現物給付(主な栄養食品、衣料)が行われる。

施設に収容されている児童には児童手当は支給されない。児童手当法(Family Allowances Act)による“施設”(institution)の定義は、孤児院、その他の児童収容施設、寄宿学校、病院、助産ホーム等で子供が両親を離れて養育または看護されている場所を指す。これら施設にいる児童に給付されない理由は、①上述の福祉施設が憲法の規定によ

り州政府の管理下にあり、したがって州政府から補助を受けていること、②上記のような施設が児童手当を建物設備等の維持改善等に使い、直接、収容児童の福祉改善に使用しないおそれがあること、③児童手当を養父母や、児童相談機関等が扶養する児童のために受給できることから考えて、児童を施設よりも家庭で育てる方向を助成すること等にあると考えられる⁶⁾。

ただし例外として、上述の施設に児童を入れている親が、月5ドル以上をその子供の養育のために施設に支払えば、これに応じて児童手当が支給される。その場合親は手当を、子供のために使うことが義務づけられているが、たとえば衣類、おもちゃ等を買って直接児童に与えることにより、その責任を果たすとみなされる。

手当支給が停止されるのは、①児童が3ヵ月以上カナダに不在のとき、②学校に規則正しく出席しないとき、③児童が職業につき、親の被扶養者とはみなされないほど収入を得ている場合等である。学校への出席を条件としている点は、カナダ独得の制度で、親の教育的関心の向上を旨としたものであり、期待した成果はあがっているようである。

児童が休暇中や放課後小づかい収入のためアルバイトをすることは受給停止の条件とはならない。問題は児童が学校を退学して働くようになった場合を指している。換言すれば、児童は少なくとも満16歳までは職業につかず学校教育を受けさせることがネライである。

3. 受給者

児童に代って実際に手当を受取るのは母親で毎月小切手で郵送される。児童手当法では親(parent)が受給者と定められているが、親の定義は継父母、養父母、里親など広義に解釈され、実際に子供を養育している者とされている。父母が別居し、または、子供が児童施設に入り、父母双方が養育の責任を持っているときは母親に支払われる。父親しかおらず、父親が唯一の適切な受給者と認められれば、父親に支払われる。その他の特別の場合

6) James C. Vadakin, 同上書, pp. 56-57.

には現実に子供を養育している女性に支給する。そうした制度の基本にある考え方は、手当が児童のために使われることを目指しているからである。

児童手当が各州に多数ある児童援護協会 (Children's Aid Society) や、孤児などを家庭に送りこむ児童福祉機関 (child-placing agencies) に支払われることも少くない。こうした機関を通じて児童の実際の養育者に支給する。これら児童福祉団体に併設またはその管理下にある児童収容所の児童については、団体に手当給付が行われる。ただし使途に関して規制がある。手当金の一部は収容費 (boarding home rate) の増額に用いてよいが、残りは委託金勘定を設けて収容児のために使わねばならない。収容費の増額は施設の改善に役立ち、こうして家庭を失った児童のためにも手当を有効に使う方策がとられている。

4. 使途の規制と対策

児童手当法 5 条には、児童手当を子供の養育、教育などの目的にだけ使うべきことが定められている。しかし厳密な意味でどの範囲の使途かは定めてないし、實際上そうした規定をつくるのは困難であろう。しかし手当金をまったく別の使途、たとえば父親の遊興費や母親の衣服などに消費したことが近隣の人々、社会福祉団体その他の通報により当局が知った場合、その家庭に対して調査が行われる。前出の児童援護協会に対し州や市町村当局が調査を依頼することもある。その結果不適切な使途事実が明らかになったとき、あるいは親またはその受給者が病気や精神異常その他の理由で、手当を正しく使うことができない場合は、手当は前節で述べたように児童福祉援護会などに支給され、適切に使うよう当局が依頼する。しかし調査結果では大部分の家庭が子供のために使っており、不適切使用の例はごく少数である。

5. 青年手当

1964 年 9 月から青年手当 (Youth Allowance) が実施され、16 歳および 17 歳の在学中の者および廃疾者に月額 10 ドルが支給されることとなった。カナダの教育制度は州により異なるが、大体 16 歳ないし 17 歳で高等学校 (義務教育) を終える場合が多い。しかし、この義務教育年限までの教育に

ついてゆけず、落後する者がいるので、就学奨励を目的とした手当である。廃疾者にもこの手当が支給されるのは、満 18 歳から廃疾手当が出るので、青年手当は児童手当と廃疾手当とを繋ぐ役割を果たす。

ケベック州では 1961 年 9 月から、これと同じ目的の通学手当 (Schooling Allowance) が 16 歳から 18 歳までを対象にすでに実施されていた。したがって連邦政府の青年手当は、ケベック州に支払われるべき青年手当総額が、連邦政府からケベック州政府へ支払われている。

青年手当の効果について研究資料は入手できなかったが、近年大学、職業専門学校等への進学者の急増や高等学校の教育課程と組織内容の変化より在学者が増加している状況などからみて青年手当はかなり、教育水準向上への刺激となっていると推測される。

6. 所得税制との関係

児童手当支給の条件として、資産調査はないから、児童は親の収入に関係なく手当を受ける。手当金は所得税の対象となる収入とはみなされず、課税されていない。しかし、児童手当財源が累進税率で徴収した個人および法人所得税であるから、一般論として児童手当受給の恩恵をもっとも受けるのは低所得階層であり、中産収入階層では、わずかな収入増加となり、高収入者では児童手当の付加所得的恩恵は受けないことになろう。この事実の論証は後にゆずり、ここでは所得税扶養控除と児童手当との関係を検討してみよう。

児童手当実施前までは、所得税扶養控除は定額制であった。査定税額から児童 1 人につき 28 ドル減額し、妻、児童を含めた扶養控除最高額は 108 ドルであった。

1945 年 7 月児童手当実施とともに定額控除制度は改革された。所得税面での扶養控除と児童手当という二本立て児童への援護をするのは筋が通らないとして、中産および高所得者からは、すでに給付した児童手当の一部または全部を返還する制度が所得税法で定められた。年収 3,600 ドルで 4 人の子供がいると児童手当は 100% 返還し既婚者で年収 1,300 ドル以下の者はまったく返還の必

要がなかった。この制度は 1945, 46 の兩年だけ行われ 1946 年の児童手当返還総額は約 34 万ドルと推計された。

しかしこの制度は行政上複雑な手数がかかるので、1947 年所得税法の改正で廃止となり、代って扶養控除を復活した。被課税所得額からの扶養控除は児童手当を受給している者は児童 1 人当たり 100 ドル、受給していない者は 300 ドルとした。300 ドルの扶養控除を受けるため児童手当を受給しないことは許されず、そうした場合は手当を辞退しても控除額は 1 人 100 ドルで計算されることになった。その後国民の収入の上昇とともに控除額はそれぞれ、150 ドルと 400 ドルになり現在は受給家庭で児童 1 人につき 300 ドル、受給しない家庭で 1 人 550 ドルとなっている。つまりカナダでは児童手当プロパーと所得税扶養控除の二本立てで、児童養育のための所得保障をしていることになる。

IV 財政と運営

1. 財政

児童手当の財源は連邦政府の一般歳入である。手当の支給総額は表 2 にみるように毎年増加しており、1952 年度から 1963 年度までの 11 年間に約 1.8 倍となった。出生による児童人口の増加、

給付を受ける児童人口の年齢分布の変化 (10 歳以上が多くなれば給付額は増加する)、政府の奨励策による移民増加等が理由と思われる。児童手当は連邦財政にとって相当な負担であることは表 2 およ

表 2 児童手当支給総額の推移 (単位 カナダドル)

年 度	支 給 額
1952-53	334,197,685
1953-54	350,113,902
1954-55	366,465,964
1955-56	382,535,026
1956-57	397,517,840
1957-58	437,886,560
1958-59	474,787,068
1959-60	491,214,359
1960-61	506,191,647
1961-62	520,781,193
1962-63	531,566,349
1963-64	538,312,224

資料 カナダ保険福祉省資料。

表 3 連邦所管所得保障制度支出概算 (1962-63)

(単位 百万ドル)

項 目	支 出 額
児 童 手 当	532
老 齢 保 障	734
失 業 保 険	403
傷 疾 軍 人 年 金	176
傷 疾 軍 人 手 当	82

資料 カナダ保健福祉省, *Public Health and Welfare Services in Canada 1964*.

表 4 カナダ社会保障制度収支 (1960 年内に終了した会計年度, 連邦, 州, 支部を含む)

(単位 百万ドル)

社会保障制度	収 入							支 出							
	拠 出		社会保 障特別 税	国庫負担	他の公 費負担	利子 収入	その 他	計	給 付			管理 費	その 他	計	収支差
	被保 険者	事業主							医療	現 金	計				
1. 失 業 保 険	114.3	114.3	—	63.7	—	8.4	0.1	300.8	—	415.2	415.2	17.9	1.5	434.7	−133.9
2. 老 齢 扶 助	—	—	—	30.5	35.6	—	—	66.1	—	63.0	63.0	3.1	—	66.1	—
3. 老 齢 保 障	—	—	546.9	28.0	10.6	—	—	585.5	—	585.5	585.5	—	—	585.5	—
4. 廃 疾 年 金	—	—	—	20.7	18.6	—	—	39.3	—	39.3	39.3	—	—	39.3	—
5. 児 童 手 当	—	—	—	498.6	—	—	—	498.6	—	491.2	491.2	7.3	—	498.6	—
6. 公 務 員 年 金	153.6	148.3	—	0.7	—	117.8	3.0	423.5	—	126.6	126.6	1.0	0.2	127.8	+295.7
7. 退役軍人制度	—	—	—	269.5	—	—	—	269.5	48.9	212.2	261.2	4.8	3.5	269.5	—
8. 政府年賦金制度	33.0	23.6	—	1.3	—	42.8	—	100.7	—	47.4	47.4	1.2	—	48.6	+52.1
9. 保健および病院 治療	93.7	—	43.7	230.6	353.3	—	9.5	730.8	730.8	—	730.8	—	—	730.8	—
10. 労働者補償	—	129.7	—	—	5.5	14.7	3.2	153.1	12.2	105.2	117.4	15.0	7.2	139.6	+13.4
11. 母 親 手 当	—	—	—	—	40.4	—	—	40.4	—	40.2	40.2	0.2	—	40.4	—
12. 救済その他の福 祉制度	—	—	105.9	43.9	68.9	—	—	218.7	—	218.7	218.7	—	—	218.7	—
総 計	394.6	415.9	696.5	1,187.4	532.9	183.7	15.8	3,426.8	831.9	2,344.6	3,136.5	50.6	12.4	3,199.5	+227.3

資料 『社会保障の費用 1958—1960』(ILO, *The Cost of Social Security 1958—1960*), 社会保障研究所訳。

表 5 諸制度中の社会保障支出の割合

会 計 年 度	社会保険および類似制度	児童手当	公務員、軍人・文官	公衆保健サービス	公的扶助および類似制度	戦争犠牲者	計
1948-49	234	283	22	149	73	239	1,000
1950-51	286	263	29	197	69	156	1,000
1952-53	367	212	26	172	89	134	1,000
1954-55	396	191	33	184	86	110	1,000
1956-57	382	190	39	187	94	108	1,000
1957-58	414	173	35	173	105	100	1,000
1958-59	420	162	34	182	111	91	1,000
1959-60	378	156	40	228	114	84	1,000

資料、『社会保障の費用 1956-1960』(ILO; *The Cost of Social Security*), 社会保障研究所訳。

表 6 児童手当統計 (1960-64)

(単位 カナダドル)

年 (3月末)	受給家庭数	受給児童数	家族当たり平均児童数	手当平均月額		年支給総額
				家庭当り	児童当り	
1960	2,551,264人	6,219,989	2.44	16.27	6.67	491,214,359
1961	2,602,930	6,397,314	2.46	16.42	6.68	506,191,647
1962	2,649,317	6,562,287	2.48	16.58	6.69	520,781,193
1963	2,680,745	6,659,880	2.48	16.63	6.69	531,566,349
1964	2,711,279	6,736,157	—	16.67	—	538,312,224

資料 カナダ保健福祉省, *Public Health and Welfare Services in Canada 1964*.

び表3が示している。連邦所管社会保障制度の支出額(表3)を制度間で比較すると、児童手当支出は老齢保障について2番目である。しかし老齢保障は3%の売上税、3%の法人税、4%の個人所得税(最大限120ドル)からなる社会保障特別税をおもな財源として、これに若干の連邦負担が加わっている。したがって各制度ごとの連邦負担額を表4でみると(収入欄、国庫負担参照)、児童手当負担が圧倒的に高い。

つぎに全社会保障支出中での児童手当支出の割合は表5で見るとく1959年会計年度で15.6%である。1948年度の28.3%から見ると全支出に対する比率では2分の1近くまで下っている。1952年からの老齢保障の実施や医療、病院保険をふくむ公衆保健サービスが次第に充実し支出が増加したためなどによるものであろう。1964年から導入された青年手当により、1964~65年度以降の児童、青年手当合計負担はさらに増加するであろう。なお児童手当の毎月支給額平均は家庭当り17ドル弱、児童1人につき7ドル弱で毎年わずかながら増加しているが、ここ数年はほぼ変化ないとみてよいであろう(表6参照)。また受給家庭平均児童

表 7 受給家庭における児童数の分布 (1964年3月)

受給家庭における児童数	受 給 家 庭	
	数	比 率 (%)
1	867,894	32.01
2	784,424	28.93
3	502,449	18.53
4	275,845	10.17
5	137,089	5.06
6	70,017	2.58
7	36,028	1.33
8	19,529	0.72
9	9,848	0.36
10人以上	8,149	0.30

資料 カナダ保健福祉省資料。

数は2.5人弱であるが、受給児童数3人までの家庭が約8割を占めている(表7参照)。

2. 運 営

児童手当制度は連邦政府保健福祉省の所管である。保健福祉省は機能上、保健局(Health Branch)と福祉局(Welfare Branch)にわかれ両局の最高責任者としてそれぞれ保健次官(Deputy Minister for Health)と福祉次官(Deputy Minister for Welfare)がいる⁷⁾。ほかに庶務的な仕事を行う総務局(Administration Branch)がある。福祉局には「児童手当

および老齢保障部」(Family Allowances and Old Age Security Division)「社会扶助部」(Social Aid Division)「民間防衛部」(Civil Defence Division)が属し、児童手当は老齢保障年金(均一給付)と同一部内で運営事務が行われている。本省での児童手当行政事務は、政策決定や制度の全国的な監督など重要事項に限られている。実際の運営事務と給付は10州に設けられた地方事務所が当る。したがって本省での児童手当事務を行う行政官の数は少ないが、地位は高い。本省の主な仕事は外国出生児童の確認、ユコンおよび北西部准州に居住する白人、インディアン、エスキモー等の児童への手当給付、手当の不正使途問題の調査と処理につき各州のやり方の調整等である。

児童手当の給付を受けるには、まず各州の首都にある地方事務所(regional office)に、子供を登録する。郵便局に常備してある一定の登録用紙を用い、子供の名前、住所、請求者との関係など必要事項を書入れて送付する。事務所は、この登録に間違いの有無を確かめて後、給付額を計算し、受給資格者を決定する。これが会計担当官にまわされ手当金が小切手で送付される。児童の受給資格に関し問題がある場合は、資格検討課(Eligibility Review Section)または福祉サービス課(Welfare Services Section)が調査を行う。前者は学校出席、居住、

表 8-1 児童手当運営の本省機構

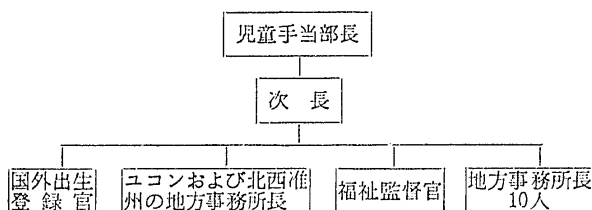
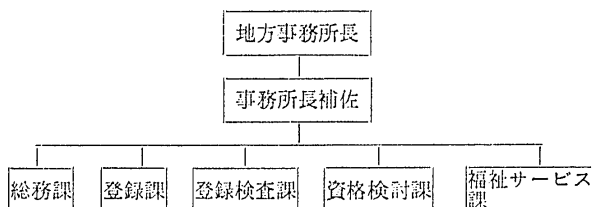


表 8-2 トロント地方事務所の組織



7) 1966年1月から新年金制度開始により、保健福祉省の機構は幾分変化したと思われるが、資料が入手不可能のため、Vadakin, 前掲書, p. 60 によった。

扶養関係等の調査に当り、後者は児童福祉問題をふくみ、ソーシャルワーカーの特別調査を必要とするケースを扱う。登録に際して、特別のケースを除き、出生証明の提出は不要である。連邦統計局が出生児童に関する記録をマイクロフィルムにとり、毎年各州の地方事務所に送っているの、これと照合すればよいからである。この記録には1925年以降カナダで出生した児童が全部アルファベット順に収められている。このため州政府は定期的に児童の出生、死亡に関するデータを連邦統計局へ送る。

V 効果と問題点

1. 使途と家計への寄与

制度発足後20年以上経過し、児童手当はカナダの国民生活に定着したといわれる。使途については、家庭で児童の福祉のために使うべきことが抽象的に定められているだけなので、家庭ごとにそれぞれの使い方をしているようである。最近使途調査は行われていないようであるが、制度開始後間もない1948年の、連邦統計局の調査⁸⁾によると、もっとも多い使い方は一般家計収入と一緒にして使うものであった。児童手当がFamily Allowances(家族手当)とよばれているのも、手当により家庭の生活水準が全体として上昇すれば児童にもそれが及ぶからよいわけであろう。児童のための特定の使途別で多い順にあげると、衣服、食物、医療、児童名義の貯蓄、保険、教育費等である。筆者がカナダ在住邦人に問合せた返事によると、最近中産階級では、ほとんどが教育費、とくに大学進学のために積立ているとのことであった。カナダの平均個人所得額は年4,500ドル程度(1964年)であるが、妻と子供3人の場合3,000ドルまでは非課税であり、未熟練労働者の最低賃金は1時間当たり1ドル25セント、週40時間労働で52週働くとすれば年収2,600ドルとなる。こうした数字から推定すると年収2,500ドルから3,000ドル以下の収入は低所得層とみられる。児童手当はこうした階層にとっては、衣服、食物、医療等養育上の“必要経費”として使用されていると想像さ

8) Vadakin, 前掲書, p. 76.

れる。

1948年調査によると、手当の家計収入に対する割合は、児童数の増加に従って高くなっていた。児童1人では2.2%、2人で4.3%、3人7.0%、4人8.9%であった。また、家庭の受給する全振替所得のうち、児童1人の家庭では、児童手当が37.3%、4人家庭では73.7%にのぼっていた。児童手当の家計への寄与は1948年当時では相当なものであったといえよう。

しかし、1957年わずかな増額があったのみで、給付額は、10年近く据置かれてきた。一方、賃金と物価の上昇はかなり著しい。1949年消費者物価指数を100とした場合、1948年では97.5、1964年では135.4である(表9参照)。手当の児童1人当

表9 消費物価指数と産業平均週賃金 (1949-64)

年	消費物価指数 (1949=100)	産業平均週賃金	
		賃 金	指 数 (1949=100)
		ドル	
1949	100.0	42.96	100.0
1950	102.9	45.08	104.9
1951	113.7	50.04	116.5
1952	116.5	54.41	126.7
1953	115.5	57.53	133.9
1954	116.2	59.04	137.4
1955	116.4	61.05	142.1
1956	118.1	64.44	150.0
1957	121.9	67.93	158.1
1958	125.1	70.43	163.9
1959	126.5	73.47	171.0
1960	128.0	75.83	176.5
1961	129.2	78.17	182.0
1962	130.7	80.59	187.6
1963	133.0	83.43	194.2
1964	135.4	86.68	201.8

資料 連邦統計局。

り平均月額は1948年5.92ドル、1964年6.71ドルであるが、物価指数の上昇を考慮して計算すると、1964年支給額は、1948年当時の4.94ドルにしか相当しない。児童手当の購買力は平均して約15%低下したことになる。しかし、賃金水準も上昇し、1964年の平均賃金指数は、1949年の約2倍となっている(表9参照)。つまり賃金上昇により、児童手当の実質購買力の低下はかなり補われていると考えられる。また、全国的な病院保険制

度による入院給付の実施、高等学校までの義務教育には、教科書無償配布等により教育費がかからなくなったことなど現物給付の実現も児童手当の低額を補っているといえるであろう。

しかし、最近カナダの関係者の間では、手当給付水準の低下に対する批判がきびしく、給付額の引上げ、物価変動との調整など多くの提案が出ている。

2. 所得再分配効果

カナダの児童手当は全額国庫負担の方式により、高所得層から低所得層への所得垂直的再分配を意図したものであり、制度の初期10年間程度においてはそれが実現したという論者もある⁹⁾。現在でも所得再分配効果はあるであろう。しかし、表10に見られるように、個人所得総額、児童手当支

表10 個人所得と児童手当

年	個人所得	児童手当支給額	児童手当支給額の個人所得に対する比率
	百万ドル	百万ドル	%
1946	9,719	240	2.5
1947	10,375	261	2.5
1948	11,901	269	2.3
1950	13,428	307	2.3
1952	17,395	330	1.9
1955	19,738	378	1.9
1957	23,191	423	1.8
1960	27,435	502	1.8
1961	28,522	517	1.8
1962	30,956	529	1.7
1963	32,793	537	1.6
1964	35,019	559	1.6

資料 連邦福祉省資料。

払総額の増大にもかかわらず、個人所得に対する児童手当の比率は1.6%に過ぎない。個人所得の増加率は1946年から1964年までに260%、児童手当の増加率はその約半分133%である。したがって手当による所得再分配効果はかなりうすれてきていると思われる。

しかし、カナダでは児童手当に所得税の児童扶養控除分を合せて、再分配効果を考える必要があらう(表11参照)。扶養控除は手当受給児童で年300ドル、受給していない児童で550ドルである。表

9) Vadakin, 前掲書, pp. 125-126.

表 11 児童 3 人家庭の児童手当額と扶養控除（収入階級別）（1964 年所得税法適用）（単位 カナダドル）

税差引き 以前の収入	児 童 3 人 の 手 当 受 給 家 庭					児 童 3 人 手 当 非 受 給 家 庭				児童手当と 所得税扶 控除との効 果 (5)-(9) (10)
	税控除 総額 ¹⁾ (1)	課税対象 所得 ²⁾ (2)	税 額 ³⁾ (3)	児童手当 (1 人月額 6.72ドル) (4)	税引後の所 得と児童手 当の合計 (5)	税 控 除 総額 ¹⁾ (6)	課税対象 所得 ²⁾ (7)	税 額 ³⁾ (8)	税引後の所 得 ²⁾ (9)	
3,000	3,000	—	—	241.92	3,241.92	3,750	—	—	3,000.00	241.92
4,000	3,000	1,000	149.70	241.92	4,092.22	3,750	250	36.90	3,963.10	129.12
5,000	3,000	2,000	328.90	241.92	4,913.02	3,750	1,250	194.00	4,806.00	107.02
6,000	3,000	3,000	539.40	241.92	5,702.52	3,750	2,250	381.50	5,618.50	84.02
7,000	3,000	4,000	728.60	241.92	6,513.32	3,750	3,250	587.00	6,413.00	100.32
8,000	3,000	5,000	949.20	241.92	7,292.72	3,750	4,250	783.50	7,216.50	76.22
10,000	3,000	7,000	1,430.00	241.92	8,811.92	3,750	6,250	1,235.00	8,765.00	46.92
12,000	3,000	9,000	1,990.00	241.92	10,251.92	3,750	8,250	1,765.00	10,235.00	16.92
15,000	3,000	12,000	2,990.00	241.92	12,251.92	3,750	11,250	2,727.50	12,272.50	-20.58
20,000	3,000	17,000	5,090.00	241.92	15,151.92	3,750	16,250	4,752.50	15,247.50	-95.58

注 1) 課税控除の内訳 世帯主 1,000 ドル 妻 1,000 ドル 手当受給児童 3 人で 900 ドル 基礎控除 100 ドル 合計 3,000 ドル。

2) 連邦および州所得税と老齢保障年金税。

3) 課税控除の内訳 世帯主 1,000 ドル 妻 1,000 ドル 手当非受給児童 3 人で 1,650 ドル 基礎控除 100 ドル 合計 3,750 ドル。

資料 保険福祉省。

表 12 州別連邦歳入と児童手当支払額 (1961-62) (単位 1,000 カナダドル)

州 名	州 別 連 邦 歳 入		連邦政府からの州別児童手 当支払額		州別連邦歳入に 対する児童手当 支払率
	金 額	%	金 額	%	
オ ン タ リ オ	2,621,247	41.4	168,442	32.4	6.4%
ブリティッシュコロンビア	641,934	10.1	42,687	8.2	6.6
ア ル バ ー タ	461,776	7.3	38,928	7.5	8.4
マ ニ ト バ	304,221	4.8	25,065	4.8	8.2
ケ ベ ッ ク	1,651,327	26.1	157,713	30.4	9.6
サ ス カ チ ワ ン	231,166	3.7	26,313	5.1	11.4
ノ バ ス コ テ ィ ア	175,423	2.8	21,624	4.2	12.3
ニューブランズビック	134,186	2.1	19,223	3.7	14.3
プリンスエドワードアイランド	21,752	0.3	3,205	0.6	14.7
ニューファウンドランド	90,937	1.4	16,337	3.1	18.0
合 計	6,333,969	100.0	519,537	100.0	8.2

資料 保健福祉省資料。

11 では手当受給家庭の平均児童数 3 人を取り、1965 年 8 月の 1 人当り給付月額 6.72 ドルで計算している。年収 3,000 ドルまでは非課税であるから児童手当はそっくり収入となり受給家庭にプラスする。ところが年収が 3,000 ドルを超すと、税額は児童手当受給家庭の方が非受給家庭よりも高い（表 11 (3)欄と(8)欄参照）。これは受給家庭の児童扶養控除が低いためであり、その結果児童手当の振替所得としての価値が減少しているといえよう。表 11 (10)欄に児童手当支給効果があらわれているわけであるが、年収 7,000 ドルから 12,000 ドルという比較的高所得層が児童手当による恩恵を受けている点は注目される。また受給家庭で年収

7,000 ドルの方が 6,000 ドルより児童手当の効果をより多く受けている。これは老齢保障税率が課税所得 3,000 ドルまでに対し 4% で 120 ドルで頭打ちとなっているためである。表 9 によって、児童手当は必ずしも高所得層から低所得層への理想的な再分配効果を生んでいないことが明らかである。

さらに、1962 年連邦と州の所得税法が改正され、1962 年から、連邦直接税の一部が州へ移された。個人所得税では 1962 年連邦の徴税率を 84% に下げ、残り 16% は州の税収とした。以後毎年 1% ずつ州の取得分を増やし 1967 年までに、連邦 80%、州 20% とすることになっている。ところ

が、財政上の必要から、マニトバ、サスカチワン両州は、連邦減少税率以上を課すに至った。もしこの傾向が拡大すれば、カナダの税制は州毎に異なるような結果も予想されないではない。そうなった場合、手当受給家庭の所得税扶養控除を全国同一に扱うことに問題が生じよう。

次に各州間における地域的所得再分配効果を示したのが表 12 である。1961 年度の個人所得の多い州の順に大体上から下へ記してある。オンタリオ州は連邦政府歳入の 41% 余をとられているが、児童手当としてオンタリオが受取るのは連邦歳入の 6.4% に過ぎない。逆に連邦歳入の 1.4% しか受持たないニューファウンドランドが連邦歳入の 18% を児童手当として受取っている。児童手当制度は、ニューブランズビック、プリンスエドワードアイランド、ニューファウンドランドのような貧しく開発のおくれた地域に連邦歳入を通じて所得の分配効果をあげていることはいい得る。

カナダもアメリカと同じく貧困追放計画を実施しはじめたが、青年手当の導入 (1964 年)、新年金実施 (1966) がその一部であり、社会保障面では医療保険の導入 (1967 年予定)、失業保険の給付引上

げなども示唆されている。児童手当については、既述のように批判はかなりあるが、連邦政府として改革の動きは見られないようである。

10) 以下に入手できなかったが有用と思われる参考文献をあげる。

Beyrer, Benjamin J. "Are Family Allowances on the way?" *Public Welfare*, April 1949.

Brull, Frank R., "The Genesis of Family Allowances in Canada", *Social Service Review*, April 1953.

Close, Kathryn, "Dominion Pay for Every Child", *The Survey*, May 1949.

Davidson, Dr. G.F., "The Role of Children's Allowances", An address to the National Conference of Social Work, Cleveland, Ohio, June 13, 1949. "Canada's Family Allowances in Retrospect", *Children*, Vol. 4, No. 3, May-June, 1957.

Marsh, Leonard C, "Report on Social Security For Canada", (the "Marsh Report"). Ottawa, King's Printer, 1943.

Parkinson, R. H., "Ten Years of Family Allowances", *Canadian Welfare*, November, 1955.

Schwartz, Edward E., "Some Observations on the Canadian Family Allowances Programs", *The Social Service Review*, XX, December 1946.

Tremblay, N. Falardeau, J.C. et Faucher, A. "Enquete sur l'utilisation des allocations familiales dans la ville de Quebec," 1951.

House of Commons, Ottawa., Debate on Family Allowance Legislation, July 25, 1944 to August 1st, 1944. See Hansard, pp. 5448-5888.

社会保障研究奨励賞懸賞論文

入選1席 横山和彦 わが国の社会保障の将来について——とくに老齢保障を中心に——

入選2席 榎本貴志雄 医療保障の将来について

選考経過

応募論文は全部で18編あった。審査委員の間で多少評価の食い違いはまぬかれなかったが、選考の結果上記の2論文の入選が決定された。

これら入選論文以外のものについては、各審査委員の評価がかなりまちまちで、はっきり順位がつけられなかったので、選外佳作を決めることを断念した。以下、主として入選論文を中心に、各審査委員の意見のいわば公約数をとって、簡単に審査の要旨を述べることにする。

第1席の論文はわが国の老齢保障の問題をとりあげたものである。この論文は、厚生年金も国民年金も現行制度のもとでは給付開始の時期、受給権者数、給付額などの諸点から見て、今後10年たったとしても、老齢保障としてきわめて貧弱な役割しか果たさないであろうと論じ、これに対する暫定的な解決策として、福祉年金の改善によって補足をなすべきことを提唱するのである。この論文がきわめて明確に今日の老齢保障の課題を指摘し、着実に資料を整理して、分析的に論述を進めている点については、ほとんどの審査委員が等しく優秀と認めた。ただ、全体としての論文の体裁からという、節の分け方がまずく、精粗がまちまちであって、そのためやや焦点がぼけており、とくにむすびは迫力が弱い。わが国の老齢年金の成熟度を進めるという課題を提出しながら、実は福祉年金の改善という補足的な面だけに問題が限定され、そのことがいかにも困難を回避したという印象を与えている。

第2席の論文はわが国の医療保障の問題をとりあげたものである。とくにこの論文は、一部自己負担の主張に反対し、10割給付、家庭医制、医師の固定給併用、薬品の過大広告の禁止など、かなり革新的な提案を行っており、そういう提案そのものには反対意見も多いであろうし、審査委員の多数も決してそのまま同意するのではなかったが、今日の医療保険の危機をよくみつめ、事情通としての詳しい知識にもとづき、新鮮味のあるユニークな議論を展開した点を、審査委員の比較的多数が高く買ったのである。しかし、論述の進め方は随想的・サロンのであり、データは断片的であって、学術論文としてはやや劣るところがあり、この点で評価に開きが現れたようである。発表の際は資料の出拠や文献などを適当に明示するように行文を改めることが望ましい。

以上二つの入選論文はいずれも社会保障の特殊制度に関するものであり、制度の一般について今後10年の展望なり対策なりをとりあげた論文は残念ながら今回は入選しなかった。この種の論文で、2,3のものは最後まで選考過程に残ったが、審査委員の評価に非常に開きがあって、入選にいたらなかった。社会保障制度一般をとりあげるとなると、とかく平凡な見方に堕し、印象が弱くなってしまうのである。しかし、制度論的に目新しい提案をあげつらうだけではなく、社会保障制度一般を前進させるためのしっかりした視角を地味に築きあげることも、非常に大切な課題であることはいうまでもない。

昭和41年11月 社会保障研究奨励賞論文審査委員会委員長

山 田 雄 三

本審査委員会の委員は次のごとくである。

山田雄三（社会保障研究所長） 鈴木武雄（武蔵大学教授） 馬場啓之助（一橋大学教授） 福武直（東京大学教授） 小山進次郎（社会福祉事業振興会常務理事） 高橋武（ILO 東京支局調査部長） 小山路男（横浜市立大学教授）